

## 秋田県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
大館都市計画道路（1・3・101号根下戸商人留線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 大館市釈迦内字桜下、字下大留、字釈迦内、字家下、字清水、字中台、字落合、字狼穴、字坂下及び字二ツ森並びに商人留字完ヶ森の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成27年2月17日

## 秋田県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
湯沢都市計画道路（3・4・3号湯ノ原線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 湯沢市字山谷、字下山谷及び字西金堀沢山の一部分
- 3 都市計画の変更年月日 平成27年2月17日